

ケアプランセンター我が家運営規程

（事業の目的）

第1条 HTC株式会社（以下「事業者」という。）が開設するケアプランセンター我が家（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施は、要介護状態となった場合においても可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 所 ケアプランセンター我が家
- 2 所在地 札幌市手稲区前田5条15丁目7-20

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤職員、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令で規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- 2 介護支援専門員 1名以上

要介護者等からの相談に応じ、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜を図る。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日・年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く
- 2 営業時間 午前9時00分から17時00分までとする。
- 3 その他 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 1 利用者からの相談については、事業所内相談室及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において対応するものとする。
- 2 介護支援専門員は、利用者の生活全般についての状態を十分に把握し、自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題を把握する。使用する課題分析方式は独自方式。
- 3 サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。
- 4 居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得るものとする。
- 5 居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者の担当者に交付する。
- 6 居宅サービス計画の作成後においても、居宅サービス計画の実施状況や利用者の課題についての把握を継続的に行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図る。また、介護支援専門員は少なくとも1月に1回、利用者宅を訪問し面接を行う。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- 2 通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援の提供に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業実施地域を超えた地点から、片道5キロメートルまで 1,000 円
- (2) 通常の事業実施地域を超えた地点から、片道5キロメートルを超えると、
1,500 円、以下2キロメートルを超える毎に 500 円加算

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市全域、石狩市（厚田・浜益地区除く）の区域とする。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するため、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第13条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

※(令和6年3月31日まで努力義務)

(衛生管理)

第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に含むものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はH T C株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日に改定・施行する。

この規程は、令和7年4月1日に改定・施行する。